




た知的財産権の権利化実績と共に、理研BRCに書面をもって通知する。理研BRCは、利用者の企業名、商標名等を理研BRCの事業の成果として使用することができる。

7. 利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担する。
8. 本件リソースは、利用者と2項①記載の課題に携わる共同研究者が同一の課題の範囲内で利用することができる。ただし、利用者は本件リソースを共同研究者を含む第三者への転売又は譲渡、あるいは、上記以外の第三者に利用させることはできない。ここでいう「譲渡」とは知的財産権、実施権等の全ての権利の移動あるいは移転、ないし引き渡しを含む。
9. 利用者は、本件リソースがそのままのもの[as is]として提供されるものであり、欠点及び危険な特性を持つ可能性があること、また特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は利用者自らの責任で処理する。
10. 本同意書に定めがある場合を除き、本同意書の如何なる定めも本件リソースに関して理研BRC又は第三者が有する所有権、特許権、著作権、商標権、名古屋議定書締約国の遺伝資源に関する権利その他の一切の権利を利用者に譲渡、付与、又は許諾するものではない。理研BRCの利用者への本件リソースの提供は、第三者が本件リソースに対して有する一切の権利を変更するものではない。本件リソースの利用に必要な一切の権利は、利用者自らの責任で取得する。
11. 利用者は、本同意書の2. ①の実施における本件リソースの利用(製造・販売を含む)、保存、処分等によって生じるいかなる損害及び第三者からの損害賠償等の請求等(前項記載の各権利の侵害を理由とするものを含む)について、全ての責任を負い、理研BRCは一切責任を負わない。利用者は2. ①の実施及びその結果に関わる法的責任について理研BRCとその全ての職員及び寄託者の法的責任を免除することを保証する。
12. 利用者は、本件リソースの利用にあたって、利用者自らの責任で「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)、「製造物責任法」(平成6年7月1日法律第85号)、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和48年法律第105号)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件、製造条件等で取り扱わなければならない。理研BRCは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。
13. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
14. 利用者が本同意書に違反したとき、理研BRCは、利用者による本件リソース及び理研BRCの他のリソースの利用を停止する等のできる。
15. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。
16. 本同意書の準拠法は、日本法とし、本同意書に起因し、又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
17. 理研BRC及び利用者は、何時でも60日前に書面で連絡することにより、本同意書の契約を解除することができる。

- 18. 利用者は、2 項①記載の課題終了時もしくは本同意書の解除にあたって、速やかに本件リソースの使用を止め、理研BRCの指示に従って理研BRCへ返却もしくは廃棄する。また、理研BRCへ本件リソースを返却の場合は、自らの費用で返却する。利用者は、本件リソースの上記の処理が終了したことを理研 BRC へ文書で報告する。
- 19. 本同意書のいずれかの条項が違法または無効であるとされた場合でも、本同意書の当該条項を除く残りの条項に影響を及ぼすものではなく、またこれらの有効性は保持される。
- 20. 本同意書の解除後も本同意書の第 3, 5, 6, 9, 10, 11, 12, 16, 19, 20 項は、存続するものとする。

以上により 同意書2通を作成し、理研BRC、利用者それぞれ1通を所持する。

西暦 年 月 日

理研BRC	利用者
機関名: 国立研究開発法人理化学研究所	機関名: 株式会社〇〇〇〇
バイオリソース研究センター	所在地: 〒123-4567
所在地: 〒305-0074	埼玉県和光市〇〇-△△
茨城県つくば市高野台 3-1-1	<b>研究責任者と同一でも可</b>
機関長: センター長	担当者:  〇〇〇〇 印
城石 俊彦 印	研究責任者: 〇〇〇〇 印
	機関長: 〇〇〇〇 印